

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和7年4月25日第21回中種子町農業委員会総会を防災センター第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人・森山昭市

中崎和行・梶原誠・上妻廣美・中島秀人・中島真実

永浜三津子・鎌田正司・濱脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・遠藤智史・松原浩則

平山信一郎・宮園隆行・池山久志・八汐栄一

3. 欠席委員

欠席推進委員

増野幸孝

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 非農地証明願い申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積等促進計画の一部変更について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和7年第21回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日の出席委員は13名全員出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。推進委員につきましては、3番増野推進委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1, 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、2番牧瀬委員, 3番鮫島委員を指名します。

日程第2, 「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、

あり、しばらく進みますと左右が申請地となります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しく願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の11番中島委員からの説明をお願いします。

(11番委員)はい、11番中島です。議案第1号順位3について説明致します。去る4月8日、譲受人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇-〇〇、地目畑、面積〇,〇〇〇㎡。同字、地番〇〇〇-〇〇、地目畑、面積〇〇〇㎡です。譲渡人住所、〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇〇〇番地〇,〇〇〇〇さん。譲受人住所、中種子町〇〇〇〇〇番地〇〇,〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が売買・島外居住のため管理不能、譲受人が売買・経営開始です。売買価格は、2筆で〇万円です。場所については、資料の7ページをお願いします。〇〇〇〇〇の方から〇〇の〇〇〇へ上がる道路があるのですが、そこを200m行ったところになります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しく願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位4について、担当調査委員の8番梶原委員からの説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番梶原です。議案第1号順位4について説明致します。去る4月10日、譲受人〇〇〇〇さんの息子〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇, 地番〇〇〇-〇, 地目畑、面積〇〇〇㎡です。譲渡人住所、〇〇市〇〇〇〇〇番地〇, 〇〇〇〇さん。譲受人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇〇番地〇, 〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が売買・相手方の要望、譲受人が売買・経営開始です。売買価格は、〇万円です。場所については、7ページをお願いします。〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇へ300m行った右側になります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しく願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位5について、担当調査委員の12番永浜委員からの説明をお願いします。

(12番委員)はい、12番永浜です。議案第1号順位5について説明致します。去る4月5日、譲受人〇〇〇〇さんの夫である〇〇〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇, 地番〇〇〇-〇, 地目畑、面積〇,〇〇〇㎡。同字、地番〇〇〇-〇, 地目畑、面積〇,〇〇〇㎡。同字、

地番〇〇〇-〇〇，地目畑，面積〇，〇〇〇㎡。同字，地番〇〇〇-〇〇，地目畑，面積〇，〇〇〇㎡です。譲渡人住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇，〇〇〇〇〇〇さん。譲受人住所，〇〇〇市〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇，〇〇〇〇さんです。申請理由は，譲渡人が贈与・〇〇〇〇により管理不能，譲受人が受贈・経営開始です。譲渡人と譲受人の関係は，〇〇です。場所については，８ページをお願いします。県道の〇〇〇〇〇〇〇を〇〇方に１kmほどの〇〇〇を左に上がります。林道に入り抜けた〇〇〇〇〇〇の〇〇が申請地になります。調査の結果，労働力，農業機械は確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど，宜しくお願いを致します。

(議長) ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(6番委員)はい。

(議長) 6 番委員。

(6 番委員) 6 番森山です。営農計画にさとうきび反収〇 t がありますが、反収としては少なすぎるため修正をした方が良いのではないかと思います。

(議 長)事務局は、問い合わせを行い適正な数値に修正をお願いします。審議を行います。
質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位 6 について、担当調査委員の 8 番梶原委員からの説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番梶原です。議案第1号順位6について説明致します。去る4月9日、譲受人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇,〇〇〇㎡です。譲渡人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈・経営開始です。譲渡人と譲受人は、〇〇の〇、〇〇の関係です。場所については、8ページをお願いします。〇〇〇〇〇〇〇から国道を渡り1つ目を左に行った1つ目の畑になります。調査の結果、労働力、農業機械(リース等)を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しく願いを致します。

(議長) ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。次に順位 7 について、担当調査委員の 2 番牧瀬委員からの説明をお願いします。

(2番委員)はい、2番牧瀬です。議案第1号順位7について説明致します。去る4月9日、譲受人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積〇,〇〇〇㎡です。譲渡人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が贈与・離農、譲受人が受贈・相手方の要望です。戦後、〇〇〇〇では農地の配分が行われたようで

す。譲渡人〇〇〇〇にあたり、〇〇（〇〇〇）である譲受人に贈与するものである。場所については、9ページをお願いします。〇〇から県道を〇〇方面へ下りますと〇〇〇から〇〇へ行く道があります。〇〇方面へ100m、右側の奥に申請地があります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、よろしくお願い致します。

（議長）ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

（委員）ありません。

（議長）質疑なしと認めます。次に順位8について、担当調査委員の2番牧瀬委員からの説明をお願いします。

（2番委員）はい、2番牧瀬です。議案第1号順位8について説明致します。去る4月5日、借受人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇,〇〇〇㎡、同字、地番〇〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇〇〇㎡、使用貸借期間は〇年間です。貸付人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん。借受人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請理由は、貸付人が相手の要望、借受人が経営開始です。貸付人と借受人の関係は〇〇です。場所については、9ページをお願いします。〇〇〇〇〇から県道を〇〇方面へ向かい左に上りT字路を右へ向かい2つ目の十文字を左へ下がったところが申請地になります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しく願いを致します。

（議長）ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

（委員）ありません。

（議長）質疑なしと認めます。次に順位9について、担当調査委員の9番上妻委員からの説明をお願いします。

（9番委員）はい、9番上妻です。議案第1号順位9について説明致します。去る4月6日、譲受人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇、地目畑、面積〇,〇〇〇㎡です。譲渡人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が売買・管理不能のため、譲受人が売買・相手方の要望です。売買価格は、〇万円です。場所については、10ページをお願いします。国道〇〇号線〇〇〇〇から南へ200m行った左側に〇〇〇〇さん宅があります。その斜め前が申請地です。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しく願いを致します。

（議長）ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

（委員）ありません。

（議長）質疑なしと認めます。次に順位10について、担当調査委員の9番上妻委員からの説明をお願いします。

(委員)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(12番委員)はい。

(議長)12番委員お願いします。

(12番委員)12番永浜です。平成〇〇年から耕作してないということで申請人になる時点で非農地の対象にならなかったのでしょうか。

(事務局)はい。

(議長)事務局。

(事務局)非農地の対象には利用状況調査では対象となっておりません。前所有者の方から非農地証明願いが出されてその際は一度こちらで証明を出しているのですが、法務局で地目変更をしたところ、法務局が受け取ってはくれなかったことで農地のままで現在に至っております。令和〇年に現所有者が前所有者の家と周りの畑を全部購入して所有権移転をしたところですが、その際はここを必ず農地に戻す約束だったものですから第3条申請で許可をしているところですが、やはり大きな樹木や砂利・石がけっこうありまして、それを除去するためには費用が多額になることから、農地として利用することが困難であるために申請人は断念し、どうしても非農地にしてほしいと申請が出されたところです。

(12番委員)はい。

(議長)12番委員お願いします。

(12番委員)12番です。令和〇年の時点で畑に戻せないのが調査員は分からなかったのでしょうか。

(事務局)はい。

(議長)事務局。

(事務局)調査で聞き取りを行った際に、申請人が必ず農地に戻しますという約束だったものですから3条で許可をしましょうという判断をされたので、調査員もそれを見込んで問題ないと判断したのではないかと思います。

(議長)前回の非農地証明は何年前ですか。

(事務局)令和〇年です。

(議長)令和〇年にこの土地については、私も立ち会いまして非農地が妥当と判断し総会で許可したところです。先ほど事務局からも説明がありましたように、法務局がその土地はまだ農地ですよとの判断で非農地証明が通らなかった経緯があります。そのまま農地として残っていて、令和〇年に申請人が農地として購入したということです。やはり私たちが以前見たとおり木も大きくなり、石・砂利もあったことから、とても農地として復元出来ないと4月7日に非農地が妥当と判断したところです。

(12番委員)いいですか。法務局が非農地としなかった理由は。

(議長)そこは法務局でないと分からない。事務局よろしくお願いします。

(事務局)前所有者より法務局の登記官が現地確認を行った際に、これはまだ農地ですねと言われたと聞いております。それを何とか出来ないでしょうかと何度か来られたのですが、農業委員会としては証明書を出しているの、後は法務局が判断する

- ことになるので、これ以上は何も出来ないことを前所有者には伝えております。
- (12番委員)はい分かりました。法務局の問題になりますね。
- (議長)それから時間も経過しておりますので、今度法務局がどう判断するのか、法務局に出してから判断になります。他に質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「非農地証明願いについて」は、許可することに決定しました。次に日程第5、承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい、資料の12ページをお願いします。承認第1号、農用地利用集積等促進計画の一部変更について。令和7年4月30日を公告日とする農用地利用集積等促進計画の一部変更、4件、7筆、変更面積17,765㎡の農用地利用集積等促進計画を定めたいので承認を求めます。契約年数は6年から10年の合意解約となります。詳細につきましては、15ページから20ページに添付してありますので委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。
- (議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。次に日程第6、承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- (事務局)資料は21ページをお願いします。承認第2号農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について。令和7年4月30日を公告日とする利用権設定、貸借権11件、27筆、面積56,456.67㎡の農用地利用集積等促進計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては27ページから47ページに添付してあります。中間管理事業法の集積一括方式による貸借で配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。
- (議長)これから貸借権順位1から貸借権順位6について審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号貸借権順位1から順位6については、承認することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」の貸借権順位1から順位6については、承認すること

に決定しました。ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、
○番○○推進委員の退室をお願いします。引き続き、貸借権順位7について審議
を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号貸借権順位7については、
承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び
配分計画の承認について」の貸借権順位7については、承認することに決定しま
した。○○推進委員の入室をお願いします。引き続き貸借権順位8から貸借権順
位11について審議を行います。
質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号貸借権順位8から順位11
については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び
配分計画の承認について」の貸借権順位8から貸借権順位11については、承認す
ることに決定しました。これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じま
す。令和7年第21回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。